

正副座長案

(調査・政策立案・政策提言)

第14条 議会は、市民福祉の向上に資するため、積極的に政策立案・政策提言を行うものとする。

2 議会は、前項の機能の強化を図るため、次の各号に掲げる制度を活用することができる。

- (1)法第100条の2の規定に基づき、学識経験を有する者等に調査をさせること。
- (2)審査、諮問又は調査のために、附属機関を設置すること。
- (3)議員による政策検討会を設置すること。
- (4)必要な調査、研修、視察を実施し、その結果を公表すること。
- (5)各分野の専門的な知識を高めるために、学識経験を有する者による議会研修会を実施すること。

(政務活動費)

第15条 会派は、市政に係る調査研究及び政策立案・政策提言等に資するため、政務活動費の交付を受け、活用するものとする。

2 会派は、政務活動費の使途及び結果について公開し、説明責任を果たさなければならない。

3 政務活動費の交付に関し必要な事項については、小金井市議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年条例第18号）に定めるところによるものとし、交付対象経費については、時代の要請に答えられるように、常に市民の意識を反映させ、精査するものとする。